

愛媛県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約

(愛媛県国民健康保険団体連合会規約の一部改正)

第一条 愛媛県国民健康保険団体連合会規約(昭和三十四年三月二十六日制定)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(総会の招集日) 第十四条 通常総会は、毎年二回とし、一月から三月並びに六月から八月の間において理事会の議決により、招集しなければならない。</p>	<p>(総会の招集日) 第十四条 通常総会は、毎年一月から三月までの間において理事会の決議により、招集しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

この規約は、平成二十六年四月一日から施行する。